

会計年度任用職員（非常勤講師）制度について

（※令和7年11月1日時点）

報酬

- 会計年度任用職員の報酬は常勤職員の給料表を準用し、それを基準として月額、日額、時間額を定めることを原則としますが、非常勤講師については、他県の水準との均衡等を考慮し、以下のとおり定額とします。

3,400円／時間

（※通勤手当相当費用弁償別途支給）

※医事講師については、現行どおり4,750円

- 当月の1日～末日分を翌月15日に支給します。

費用弁償（通勤手当相当）

<交通用具>

- 会計年度任用職員の通勤手当は、常勤職員の通勤手当の月額に「週勤務日数÷5日」を乗じた額の支給を原則としますが、非常勤講師については、週勤務日数の変動があるため、「月額÷21日」を日額として通勤実績に応じて支給します。

（単位：円）

片道通勤距離	～6km	6km～10km	10km～14km	14km～18km	18km～22km	22km～26km	26km～30km	30km～34km	34km～38km	38km～42km	42km～46km	46km～50km	50km～54km
月額	4,200	6,000	8,400	10,900	13,400	16,000	18,600	21,200	23,900	26,600	29,300	32,000	34,700
日額	200	285	400	519	638	761	885	1,009	1,138	1,266	1,395	1,523	1,652

58km以上：4kmごとに月額相当2,800円加算

<交通機関>

- 月単位の定期券相当額を支給します。但し、月当たり勤務日数（通勤実績）が少なく定期券額の方回数券相当額より高くなる場合は、回数券相当額を支給します。

- 当月の1日～末日分を翌月15日に支給します。

※上記に関わらず、医事講師については普通旅費相当額を支給します。

期末手当・勤勉手当

- 次の両方の条件を満たす職員は、期末手当・勤勉手当の支給対象となります。

- ①任用期間が6月以上であること
- ②1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上であること

- 支給額（6月と12月に支給）

基礎額×支給率×期間率

・基礎額（1月あたり報酬換算額）：

月額支給→報酬額、日額支給→日額×週日数×52週÷12月、

時給支給→時間単価×週時間数×52週÷12月

・支給率：6月及び12月ともに（期末）125/100、（勤勉）105/100

・期間率：基準日前6箇月の在職期間等により変動

休暇

○休暇制度（有給のもの）

- ・ 年次有給休暇
任用期間が6月を超える職員に、勤務日数に応じて最大10日付与
※任用期間が引き続き続く場合に限り、前年度分を繰り越すことができます。
- ・ 婚姻休暇
1週間当たり勤務日が3日を超える職員に付与される。
- ・ 忌引休暇
1週間当たり勤務日が3日を超える職員に、別途定める日数を付与される。

人事評価

- 地方公務員法に基づき人事評価を実施します。その結果を再度の任用時の判断要素として活用します。

任用にあたっての条件等

- 地方公務員法に基づき、次のような服務に関する規定が設定されます。
 - ・ 服務の宣誓
 - ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
 - ・ 信用失墜行為の禁止
 - ・ 守秘義務
 - ・ 職務に専念する義務
 - ・ 政治的行為の制限
- 地方公務員法に定める懲戒処分（戒告、減給、停職、免職）及び分限処分（休職、降給、降任、免職）等を受けることがあります。

任用期間

- 一会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）の範囲内となります。
- 人事評価に基づき、再度の任用を可能とします。
（但し、原則として、連続3年任用後は所属校を変更します。また、原則として、任用期間の上限は5年とします。）
- 採用後、1月間（勤務日数が15日に達しない場合には、15日に達するまで条件付採用の期間を延長）、その職務を良好な成績で遂行したとき、初めて正式任用されることとなります。

社会保険・雇用保険

○社会保険

以下の要件を満たす職員は、全国健康保険協会（協会けんぽ）の加入対象となります。

- ① 1週間の勤務時間が常勤職員の4分の3以上で、任期が2か月を超える者
- ② 1週間の勤務時間が常勤職員の4分の3未満で、以下の全ての条件を満たす者
 - ・ 1週間の勤務時間が20時間以上であること
 - ・ 報酬の月額が8.8万円以上であること
 - ・ 雇用期間が2か月以上見込まれること
 - ・ 学生ではないこと

○雇用保険

以下の全ての要件を満たす職員は、雇用保険の加入対象となります。

- ①週の所定労働時間が20時間以上であること
- ②31日以上継続して雇用される見込みであること
- ③雇用保険の適用事業所に雇用されていること

健康診断

○健康診断

1年を通じて雇用され、正規職員の4分の3以上の勤務時間を有する職員は対象となります。(県立学校)

○結核検診

全職員が対象となります。(県立学校)